

かゆいところに手が届く!

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について ～自治体職員に求められること～

調査課研究員 高橋 岳 (小平市派遣)

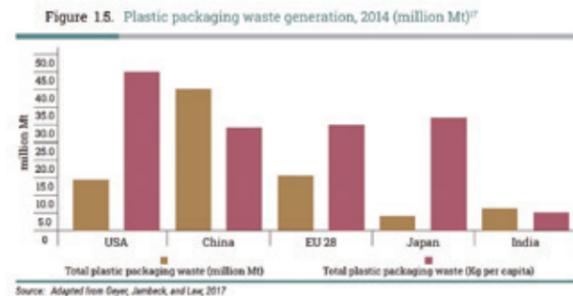
1. はじめに

2022年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「新法」という。）」が施行されました。「容器包装リサイクル法」の改正により2020年7月に開始されたレジ袋の有料化も記憶に新しいですが、なぜプラスチックという素材に焦点が当たることになったのでしょうか。

プラスチックは軽く丈夫で安価であることから、私たちの生活になくてはならない存在となっています。一方で、焼却時に温室効果ガスが発生することや、適切に廃棄されなかったプラスチックごみが海へと流入し、海洋汚染を引き起こすなど、環境への負荷が大きい素材でもあります。

また、国連環境計画（UNEP）によれば、日本における国民1人当たりの容器包装プラスチックの廃棄量は、アメリカに次いで2番目に多いとされています（図表1）。

▼図表1 各国の容器包装プラスチック排出量
(国民1人当たりの排出量は赤い棒グラフ)



〈出典〉UNEP「SINGLE-USE PLASTICS」¹

このように、日本におけるプラスチック廃棄物への対応は喫緊の課題であると言えます。本稿では、新法の概要と成立までの経緯を整理し、環境や廃棄物処理の担当職員のみではなく、自治体職員一人ひとりに求められることについても触れていきます。

2. 新法の概要

新法では、プラスチック資源の取扱いについて「3R（リデュース²・リユース³・リサイクル⁴）+リニューアブル」の取組推進が掲げられました。リニューアブルとは再生可能を意味し、プラスチック使用製品（以下、「プラ製品」という。）の原料をバイオマス⁵プラスチックなどの再生可能な資源に置き換えていくことを指します。これによって、大量生産・大量消費の経済活動から、製品と資源を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最低限とする循環経済（サーキュラーエコノミー）へ、プラスチックという素材を組み込んでいくという目標が定められています。

循環経済の実現のため、新法では以下の主な3つの基本方針が示され、図表2のような個別の措置事項が挙げられています。

- (1) プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化⁶に資する環境配慮設計
- (2) ワンウェイプラスチック⁷の使用の合理化⁸
- (3) プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、

再資源化

▼図表2 新法における個別の措置事項



〈出典〉環境省HP資料⁹より抜粋

3. 新法成立の経緯

かつて廃棄物に関する法律は、1970年に成立した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のみでした。その後、最終処分場の残余容量の逼迫を背景に、2001年に施行された「循環型社会形成推進基本法」によって、廃棄物処理の優先順位（〈1〉発生抑制〈2〉再使用〈3〉再生利用〈4〉熱回収¹⁰〈5〉適正処分）が法定化されました。また、この法を枠組みとして、先だって制定されていた「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」に加え、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」が制定され、個別製品に対する規制が拡大されました。

このように、廃棄物を取り巻く環境に合わせ、個別製品に対してその特性に応じた規制をかけることはありましたが、新法では新たにプラスチックという素材に規制がかけられることになりました。それでは、その背景について確認します。

日本はプラスチック廃棄物の処理を他国の受入れに頼っており、多くを中国へ輸出していました。しかし、2017年から中国は国内での環境

汚染などを理由に、プラスチックの輸入規制を実施しました。それを受け、日本はタイやマレーシアなどの東南アジアへその輸出量を増やしました。しかし、これらのプラスチックが不適切に処理され、海洋に流出するなどして環境汚染を引き起こしている可能性があることが国際的な課題となりました。これに対処するため、有害な廃棄物の国境を越える移動や処分の規制を定めるバーゼル条約において、リサイクルに適さないプラスチック廃棄物が輸出規制対象として追加されることになりました。

このような海外情勢を受け、政府は2019年にプラスチック資源循環戦略を策定しました。この戦略の中で、先んじて「3R+リニューアブル」を重点戦略としており、新法成立の背景となっています。このほか、2030年までにワンウェイプラスチックの排出を25%抑制するなどの数値目標を含む6つの中間目標を掲げています。また、G20大阪サミット2019において日本は、2050年までに海洋プラスチックによる海洋汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を国際社会へ提案しました¹¹。

このように、新法が成立した背景については、環境負荷の問題に起因する国際情勢の動きなどが要因となっています。

4. 各主体の役割

新法では主体ごとにどのような取組が必要とされているのでしょうか。環境省の新法特設ホームページに掲載のパンフレット¹²では、各主体の役割として以下のことに取り組むよう示されています。

(1) 事業者

- プラ製品設計指針に即してプラ製品を設計すること¹³
- プラ製品の使用の合理化のために業種や業

1 https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/25496/singleUsePlastic_sustainability.pdf?sequence=1&isAllowed=y (2022年9月27日確認)

2 廃棄物の量を減らすこと。

3 使用済みの製品を繰り返し使うこと。

4 廃棄物を再生して利用すること。

5 動植物などの生物から生まれた資源のこと。環境への負荷が比較的小さい。

6 使用済みのプラ製品等をリサイクルすることができる状態にすること。

7 一度だけ使用されて廃棄されるプラスチック製品のこと。

8 提供を有償化する、繰り返し使用できるものを選ぶなど、プラスチック製品の廃棄量を削減すること。

9 <https://www.env.go.jp/content/000050286.pdf> (2022年9月27日確認)

10 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収して利用すること。

11 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/plastic_junkan_wg/pdf/011_s02_00.pdf (2022年9月27日確認)

12 <https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf> (2022年9月27日確認)

13 包装を簡略化する、単一素材の使用をするなど、環境に配慮した商品設計をすること。